



白文字)を入力し、検索結果の上位に該当のページが出てきます。

以下、ご照会に対する回答です。

> 1. 貴事務所に提出されるのでしょうか。

「環境モニタリング」が上記①にことを指す場合は、確認結果の内容は、近く届出書とともに当事務所に提出されると伺っています。

> 2. 環境モニタリングを実施と結果について情報公開と説明会が環境アセスメントと同じように行われるのでしょうか。

この届出制度では、環境アセスメントと同様の手続が条例に規定されていませんので、開発行為着手前の情報公開と説明会は事業者側の任意となります。

> 3. 環境モニタリングの評価とスタジアム建設への許可基準等についてお知らせ下さい。

上記ウェブサイト「三重の自然楽校／1haを超える開発行為をするときは」に、「開発行為届出マニュアル（令和3年6月改訂版）」があり、このマニュアルの中ほど（7ページ以降）に基準が掲載されています。

以上、長文になりましたが、ご参考いただければ幸いです。

よろしく申し上げます。

-----  
三重県 四日市農林事務所

森林・林業室 林業振興課

江上 泰

TEL: 059-352-0655, FAX: 059-352-0765

E-mail: [redacted] 《担当直通》

[redacted] 《事務所代表》

----- Forwarded Message -----

Subject: 鈴鹿青少年下の森公園 環境モニタリングについて

Date: Mon, 20 Sep 2021 22:53:52 +0900

From: Uchida

To: ynorin@pref.mie.lg.jp

お世話をおかけします。

鈴鹿青少年の森公園にサッカースタジアム建設計画があり環境モニタリングが実施され近く提出されると聞きました。

1. 貴事務所に提出されるのでしょうか。

2. 環境モニタリングを実施と結果について情報公開と説明会が環境アセスメントと

同じように行われるのでしょうか。

3. 環境モニタリングの評価とスタジアム建設への許可基準等についてお知らせ下さい。

青少年の森を生物多様性推進プラン、地球温暖化対策計画と鈴鹿青少年の森公園利用者として

どうしても建設破壊から守りたいと思っています。

ご回答をお願いします。

鈴鹿市 内田 信也